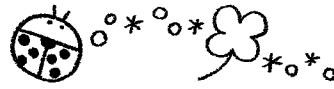


感染症と与薬の届出について

今年度4月より、横浜市の保育園医の手引きの改定に伴い、感染症と与薬の届出が横浜市で統一した取り扱いとなるため市の様式を使用させていただきます（園生活のしおりには反映できませんでした）。以下の通り、昨年度まで使用していた治癒届・与薬依頼書が変わります。

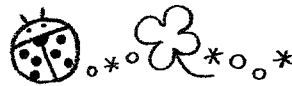


感染症と出席停止について

園生活は幼児の集団生活の場ですから、感染症については特に配慮が必要です。園生活のしおりにある「登園してはいけない病気」にあるように学校保健安全法に定められたインフルエンザや風疹等は、他の子供に迷惑をかける可能性があるため出席停止となります。この場合は欠席日数には加算されません。体調を崩したらまず、医師の診察を受け、園に連絡してください。登園の可否は主治医とご相談ください。その際、昨年度までは『治癒届書』（医師の意見書は必要ありません）を保護者様の署名捺印の上提出していただきました。

4月からは、①〈意見書（医師記入）〉②〈登園届（保護者記入）〉③〈登園届【インフルエンザ専用】（保護者記入・医師記入）〉④〈登園届【新型コロナウイルス感染症専用】（保護者記入・医師記入）〉を提出してください。

出席停止は①③④（医師記入が必要な疾患）、②のうち溶連菌・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・アデノウイルス（保護者記入の疾患）になります。



与薬の取り扱いについて

与薬は医療行為にあたるので、原則として幼稚園では与薬しないことになっていますが、お医者様から処方された薬で、やむを得ず保育時間中の与薬が必要で、保護者様から依頼を受けた場合には与薬をいたします。

与薬につきましてはお子さまの健康を守るため、慎重に対応していきたいと思います。昨年度までは「与薬依頼書」に必要事項をご記入の上、薬を添付してお預かりしていましたが、こちらも4月から⑤与薬に関する主治医意見書⑥与薬依頼（保護者記載用）を提出してください。

○薬は医師から処方されたものに限りです。

○原則1回分を持参してください。

○薬を入れた袋・容器には名前を書いてください。飲み終わった袋・容器は給食セットの中などに入れておきます。

○「熱が出たら」「発作が起きたら」というような症状を判断して与薬する場合は、保護者様に連絡をします。

○お子さまの具合が悪くなった場合には、直ちに連絡しますので、保護者様の連絡先（携帯電話等）の記入もお願いします。

※①～⑥は参考として添付します。用紙は園のホームページからダウンロードできます。園にも用紙を用意してあります。なお、医療機関で記入・作成する必要がある意見書・登園届等の文書は有料となる場合があります。

お子さまが健康な集団生活を送るためにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。